

西宮市医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という）において、日常的に医療的ケアが必要な児童（以下、「医療的ケア児」という）を受け入れるため、医療的ケアを行う看護師又は保健師（以下「看護師等」という）を配置する私立保育所等（保育所（市長が設置したものを除く）、認定こども園、地域型保育事業所をいう）に対し、体制整備に関する経費について、西宮市補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助事業等の対象となる者（以下、「補助事業者」という）は、「西宮市医療的ケア児保育事業実施要綱」に基づく事業（以下、「支援事業」という）を実施する特定教育・保育施設等とする。

(対象経費)

第3条 補助事業等の対象となる経費は、補助事業者が当該年度内に支援事業を実施するために要する費用のうち次の各号に掲げるものとする。

(1) 看護師等の配置に要する経費

- ア 看護師等の賞与、諸手当を含む給与、賃金に相当する経費及びこれらの支出にかかる補助事業者が負担する法定福利費の事業主負担に相当する経費
- イ 看護師等の配置にかかる人材派遣業者等に支払う委託経費のうち、仲介手数料等を除く上記アに相当する経費

(2) 事業の実施に資する研修に要する経費

- ア 研修受講に要する受講料、テキスト代及び交通費等に相当する経費
- イ 外部講師に対する謝金に相当する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げるものとする。

(1) 前条第1号に定める経費

1 施設・事業者あたり年額5,290千円を上限とする。

(2) 前条第2号に定める経費

1 施設・事業者あたり年額300千円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金規則第7条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第1号に定める経費については、雇用契約書、労働条件通知書等の看護師等の配置が確認できる書類の写し及び免許証（保健師助産師看護師法第12条第5項に基づき交付を受けた保健師免許証又は看護師免許証をいう。）の写し

(2) 第3条第2号に定める経費については、事業の実施に資する研修の内容を確認できる書類の写し

(実績報告)

第6条 補助金規則第14条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第3条第1号に定める経費については、貸金台帳又は経費支出の事実及びその勤務実態を証明する書類の写し

(2) 第3条第2号に定める経費については、事業の実施に資する研修に参加したこと及びその経費の支払いが確認できる書類の写し

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。